

## 軌道運輸事業〔門真市駅～（仮称）瓜生堂駅間〕の 特許申請について

軌道法に基づき、大阪モノレールの門真市駅から（仮称）瓜生堂駅に至る運輸事業特許の取得に向け、本日（2018年7月11日）国土交通大臣に対し申請しましたので、お知らせします。

### 路線の概要

- 1. 路線** : 起点 門真市駅（門真市新橋町）  
終点（仮称）瓜生堂駅（東大阪市若江西新町）
- 2. 路線長** : 複線 8.9キロメートル（営業延長）
- 3. 駅数** : 4駅 門真南駅、鴻池新田駅、荒本駅、瓜生堂駅（いずれも仮称）
- 4. 建設費** : 約286億円（消費税抜き）  
別途、支柱・桁などの道路構造物（インフラ部）の事業費あり[約740億円（消費税込み）]
- 5. 開業目標** : 2029年
- 6. 構造** : 跨座型モノレール

【ニュースリリース配付先】 青灯クラブ、大阪府政記者会、沿線市記者クラブ

**大阪高速鉄道株式会社**

【お問い合わせ】

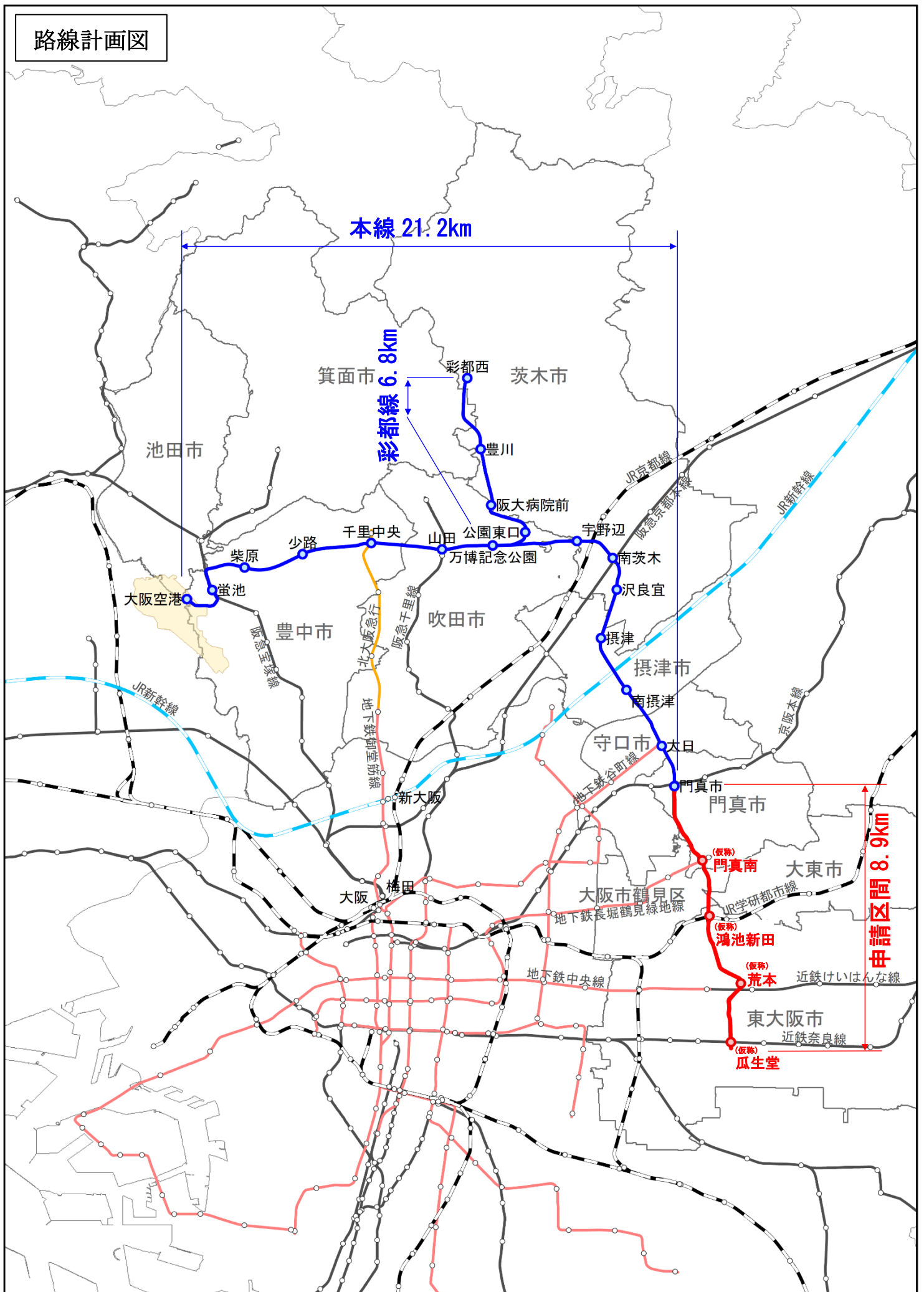
南伸準備室

TEL. 06-6170-4827

高原・石橋・磯崎

FAX. 06-6875-6302

路線計画図



注) 申請区間の駅名はすべて仮称

## ○軌道運輸事業の特許申請とは

モノレールを延伸して一般旅客の運輸事業を行うためには、軌道法に基づき、国土交通大臣の特許を受ける必要があります。

### 軌道法(抜粋)

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

### 軌道法施行令(抜粋)

(特許の申請等)

第一条 軌道法第三条の規定による特許を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

### 軌道法施行規則(抜粋)

第一条 軌道ノ特許申請書ニハ次ノ書類及図面ヲ添付スベシ

- 一 起業目論見書
- 二 線路予測図
- 三 建設費概算書(第一号様式)
- 四 運輸事業ノ収支概算書(第二号様式)
- 五 会社ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款ノ謄本
- 六 既設会社ニ在リテハ軌道ノ営業ヲ目的トスルモノヲ除クノ外定款及登記事項証明書
- 七 公共団体ニ在リテハ軌道経営ニ関スル決議要領書

## ○都市モノレールのインフラ部・インフラ外部とは

